

平成 23 年度建築基準整備促進事業 募集要領（抜粋）

40. 津波危険地域における建築基準等の整備に資する検討（新規）

補助予定額：10 百万円

①調査の目的

東日本大震災による津波被害状況を踏まえ、津波危険地域における安全性等の確保に向けた避難用建築物の整備や建築制限に関する基準の整備に資することを目的とし、以下の課題について検討を行う。

- ・平成 17 年 6 月に内閣府政策統括官（防災担当）がとりまとめた「津波避難ビル等に係るガイドライン」において、避難ビルの津波に対する安全性を確認する方法として、適切に津波の設計用浸水深を設定した上で当該設計用浸水深に対応した各階における津波波圧及び津波波力（水平荷重）を算定し、建築物の各階において津波の水平荷重に対する保有水平耐力が当該階に生じる津波の水平荷重を上回ることを確認すること等を求めている。しかしながら、今回の震災における津波被害を踏まえ、今後震災が想定されている地域及び今回被災した地域において整備される避難用建築物における設計用浸水深に対応する津波波圧の設定方法、避難スペースの所要高さ、漂流物の影響等に関し検討する必要がある。
- ・今回の震災による津波被害を踏まえ、津波危険地域における避難安全確保方策を検討し、得られた知見を迅速に被災地に情報提供し、復興に向けた各種方針の検討の際に活用していただく必要がある。

②調査の内容

(イ) 津波避難ビルの構造設計法等の検証

被災地域において想定されていた設計用浸水深と実際の浸水深を比較し、避難ビルの構造的要件を検討する際の設計用浸水深及び浸水深に対応した津波波圧の設定方法（被災地域か否かで区分し検討）、漂流物の津波荷重への影響等を検討する。

検討においては内閣府のガイドラインに示されている構造的要件及び当該要件を設定する際に参照された（財）日本建築センターによる自主研究の内容を検証の上、今回の震災の被害を踏まえた必要な見直し点を整理することとし、先行研究に従事した学識経験者に助言を求める等必要な連携を図ることが望ましい。

また、津波避難ビルの位置的要件、避難スペースの所要高さ、避難活用の際の留意点等についても今回の震災を踏まえた見直しの必要性を併せて検討する。

(ロ) 津波危険地域における建築制限のあり方の検討

今回の震災による建築物の被害形態を踏まえ、津波危険地域における避難安全性に配慮した建築制限（建築禁止又は立地・配置・構造方法の制限）のあり方に関する技術的整理を行う。

(イ) 及び (ロ) については今回の被災地域の復興を推進する上で参考となる調査研究

内容であることから、23年5月末及び7月末において中間的な成果を国土交通省に報告すること。報告を踏まえ、国土技術政策総合研究所において技術的な確認を行った上で、被災地に対する技術的支援として速やかに情報提供する予定。

③調査の全体計画について（参考）

平成23年度中に建築基準等の整備に資する技術的資料をとりまとめる。

41. 地震被害を踏まえた非構造部材の基準の整備に資する検討（新規）

補助予定額：10 百万円

①調査の目的

非構造部材に関する基準の整備については、これまでも大規模空間を持つ建築物の天井脱落等に関して一定の知見を得たところであるが、今回の東日本大震災による被害を踏まえ、非構造部材のうち、大規模空間を持つ建築物の天井脱落に関する基準のあり方について検討することを目的とする。

②調査の内容

大規模空間を持つ建築物の地震による天井脱落について、以下の検討を行う。

（イ）東日本大震災による被害状況の整理・分類

天井脱落の情報を収集し、過去の地震被害とも比較しながら、被害状況の整理・分類を行う。

（ロ）東日本大震災の被害状況を踏まえた基準のあり方の検討

（イ）の成果等を踏まえて、基準において示すべき内容について検討する。例えば、対象とすべき規模・用途及び天井の種類、具体的な落下防止方法等である。

③調査の全体計画について（参考）

平成 23 年夏頃を目途に中間的な成果を国土交通省に報告するとともに、平成 23 年度中に建築基準等の整備に資する技術的資料をとりまとめる。